



平成27年5月19日

各 位

上場会社名 株式会社東京精密
代表者名 代表取締役社長CEO 吉田 均
(コード番号 7729 東証第一部)
問合せ責任者 取締役業務会社管掌 川村 浩一
(TEL 042-642-1701)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月19日開催の取締役会において、平成27年6月23日開催予定の第92期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現定款第29条(社外取締役の責任免除)および第38条(社外監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。なお、定款第29条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更定款案
第29条 (社外取締役の責任免除) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第29条 (取締役の責任免除) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に、同法第423条第1項に規定する取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第38条 (社外監査役の責任免除) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第38条 (監査役の責任免除) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に規定する監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月23日
定款変更の効力発生予定日 平成27年6月23日

以 上